越谷市避難行動要支援者支援制度の仕組み

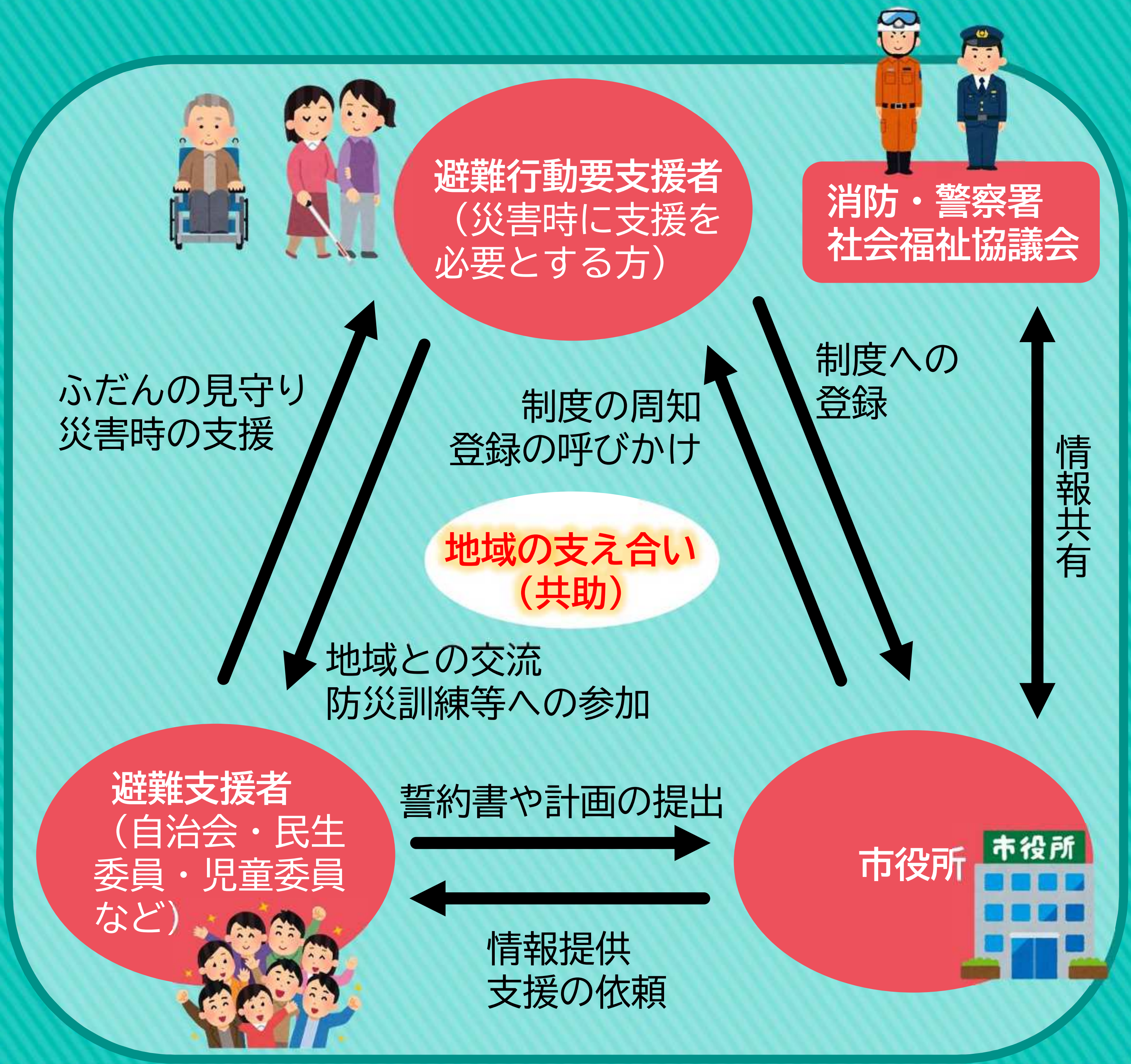

問合せ・申請先

〒３４３−８５０１
越谷市越ケ谷四丁目２番１号　越谷市役所
【登録・申請に関する問合せ】
福祉部　障害福祉課・・・・・・・・・・・・・TEL９６３−９１６４
地域共生部　地域包括ケア課・・・・・・・・・TEL９６３−９１６３
地域共生部　介護保険課・・・・・・・・・・・TEL９６３−９１２５
子ども家庭部　子ども福祉課・・・・・・・・・TEL９６３−９１７２
保健医療部　感染症保健対策課・・・・・・・・TEL９７３−７５３１
【制度に関する問合せ】
福祉部　福祉総務課（民生・児童委員）・・・TEL９６３−９３２０
危機管理室（全般）・・・・・・・・・・・・・TEL９６３−９２８５

越谷市災害時要援護者避難支援制度が　令和６年４月から

越谷市避難行動要支援者支援制度に

変わります！

◎ 主な変更点

① 名称が変わります！
災害時要援護者 → 避難行動要支援者
個別計画 → 個別避難計画

② 制度の対象者が変わります！
→ これまでの対象者に加え、療育手帳Ⓐ・A、
精神障害者保健福祉手帳１級、難病患者のうち
筋萎縮性側索硬化症患者・人工呼吸器装着者、
小児慢性特定疾病児童のうち人工呼吸器装着者
が加わります
また、「75歳以上」の年齢要件がなくなります
※現在登録中の方は引き続き登録を継続します

詳しくは中面の制度案内をご覧ください

越谷市

越 谷 市 避 難 行 動 要 支 援 者 支 援 制 度 の ご 案 内

1. 越谷市避難行動要支援者支援制度とは？

　近年、災害が頻発化・激甚化する中で、発災直後は市や消防などの行政機能が十分機能しないことが想定されます。いざという時、いち早い要配慮者の避難支援活動が展開できるよう、市では、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域の皆さんの共助による支援を実施する際の指針として、これまで「災害時要援護者避難支援制度」を策定し、対象の要配慮者への避難支援を進めてきました。

　そして、令和６年４月からは制度を「避難行動要支援者支援制度」として改め、さらなる推進をしていきます。

2. 制度を一部変更する理由は？

　避難行動要支援者について定めた「災害対策基本法」の一部改正に伴い、制度を改めて見直した結果、対象者を年齢で区分せず、また、一部の障害者や難病患者の方々を対象者として拡充することとしました。

　さらに、これまでの「災害時要援護者」の名称を、法令上の名称である「避難行動要支援者」に合わせて変更します。

3. 制度の対象者は？

市内在住者で以下のいずれかに該当する方

①要介護認定区分３・４・５の認定を受けている方
②身体障害者手帳１・２級の交付を受けている方
③療育手帳Ⓐ・Aの交付を受けている方
④精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方
⑤難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、人工呼吸器装着者
⑥小児慢性特定疾病児童のうち人工呼吸器装着者
⑦その他市長が支援の必要性を認める方

※ 長期の入所・入院等をしている方は対象外

4. 避難支援者とは？

　制度に賛同いただいた自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域の皆さんを「避難支援者」と言います。

　ただし、この制度は避難支援者に義務や責任を課すものではなく、できる範囲で避難支援にご協力いただく「共助」の制度になります。

5. 登録の流れは？

　制度への登録希望者は、市役所、各地区センター、各老人福祉センターに設置する登録申請書を市に提出してください。

　それに基づき、市は避難行動要支援者名簿を作成し、本制度にご賛同いただいた地域の自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者に名簿を提供します。それを受け、避難支援者の方が申請者の自宅を訪問し、申請内容や個別避難計画に必要な情報を確認し、個別避難計画を作成します。

　作成された個別避難計画は本人、避難支援者、市などで共有し、発災時に備えるとともに、内容を精査し随時更新していきます。

6. 登録される内容は？

　個人情報のため申請者本人の同意を得られた範囲での登録となります。

　また、支援を受けるためには、申請時、**必要な個人情報を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者、越谷警察署、越谷市社会福祉協議会、地域包括支援センター及び要支援者に関係する福祉専門職が属する機関及び越谷市に提供することについて、同意していただく**必要があります。主な登録内容は、氏名、住所、生年月日、電話番号、所属自治会名、緊急連絡先、予定する避難先のほか、避難支援にあらかじめ同意をいただける場合には避難支援者が登録されます。